

令和9年（2027年）度に小学1年生となるお子様をお持ちの保護者の皆様へ

教科書無償配布のご案内

令和8年9月23日
ケアンズ領事事務所

本案内は、来年度（令和9年度）に日本での義務教育年齢に達するお子様（2020年4月2日～2021年4月1日生まれの子女）を対象とします。

日本国政府（文部科学省）では、海外に長期滞在する邦人子女に対して一定の条件^(注)の下で教科書の無償での配布を行っています。

来年度に小学1年生となるお子様への教科書の配布を希望する保護者の方は、10月7日（水）までに「教科書申込書（PDF / Word）」に必要事項を記載の上、ケアンズ領事事務所（領事館）へご提出下さい。

（来年度の小学2～6年生分の教科書配布については、今年度後期教科書配布の際に希望の有無を確認いたします。また、中学生分については、今年度前期教科書配布の際に配布希望を確認しております。もし、新小学1年生以外で、新規申し込みをご希望の方は、同期限内にメールもしくは電話にて当事務所にご相談ください。）

- 申し込みは、「教科書申込書（新1）」に必要事項を記入の上で、郵送、メール、窓口への提出など都合の良い方法をお選び下さい。
（期限を過ぎて申し込まれた場合は送料等自己負担による取り寄せとなりますのでご注意ください。）
- 教科書の配布時期について、前期分は来年（令和9年）3月頃、後期分は同9月末頃を予定しています。その都度、教科書希望者に対して配布開始の案内をメールで行います。また、配布方法は郵送（送料自己負担）もしくは当事務所窓口でのお渡しとなります。
- 新1年生の教科書の受け渡しの際には、お子様の日本国籍保有の確認ためにパスポートまたは戸籍謄本（抄本可）を提示頂きます。お持ちでない方は当事務所までご相談ください。
- 本件申込み後に帰国・転勤等により配布を中止される場合には、当事務所までご一報ください。

^(注) 文部科学省の教科書無償配布条件

○日本国籍を保持し、海外に長期滞在する義務教育学齢期の子女

○永住者及び日系人の子女は、原則として無償給与の対象外であるが、次の者については対象として差し支えない。

ー本来は長期滞在者であるが、在留国の事情により便宜的に永住査証を取得している者

ー両親が日本人もしくは両親の一方が日本人である子女で永住査証を取得しており、本来は永住者に分類されるが、将来、本邦の学校への進学、又は就学を希望する意志を有する者

本件お問い合わせ先

ケアンズ領事事務所

Consular office of Japan in Cairns

PO Box 1493 Cairns, QLD 4870

Tel: 07 4051 5177 Email: jcairns@bb.mofa.go.jp